

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 1 1 月 1 5 日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）による保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のように本件処分は違法・不当であると主張する。

1 世帯の同一性に関する事実誤認・考慮不盡

生活保護別冊問答集によれば、法 1 0 条の世帯とは、「通常生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいう」とされているが、請求人と母とは別居しており、生活上の単位として居住をともにしていない。そして、請求人には収入がなく、他方、母は年金収入があるものの請求人に対し、何ら生活援助を行っておらず、収入・資産と支出に照らせば、

生活援助を行うことは著しく困難である。

したがって、請求人らは同一世帯と認定する根拠を欠いているにもかかわらず、処分庁が単に請求人らが住民登録上同一の住所であることのみを理由として、同一世帯と認定したことには事実誤認及び考慮不尽がある。

2 世帯分離をすべき事情の考慮不尽及び平等原則違反

局長通知（後述第6・1・(2)・ウ）には、世帯分離すべき場合の定めがあるが、請求人の出身世帯員である母には、請求人の生活費の負担をするほどの収入・資産はなく、請求人と母とを同一世帯と認定することによって、母に請求人の入院治療及び生活援助を求め続けると、年金収入で経済的に自立している母の生計を圧迫し、母の自立を著しく阻害することになる。したがって、局長通知第1の2・(5)・ア又は同(6)に該当する事由がある。

局長通知は法10条ただし書の裁量基準と考えられるところ、当然考慮に入れるべき事情を考慮に入れずに合理的な理由なくその裁量基準から離れた判断をすることは、考慮不尽として違法・不当であり、また、合理的理由なく世帯分離しないことは、平等原則違反として違法である。

3 処分理由の違法

本件処分の理由は、要保護者の報告義務違反（法28条5項）であるが、この報告義務の対象となるのは、要保護者の生活に関する情報と考えられるから、処分庁が請求人に対し、母の保護申請書及びその収入・資産に関する資料の提出を求めることは、「要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項」の報告（法28条1項）には当たらない。

したがって、本件処分は却下理由とならない事由をもって下されたものであるから、理由不備の違法がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 7日	諮問
令和 2年 9月 18日	審議（第47回第2部会）
令和 2年 10月 23日	審議（第48回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行うと定め、法8条1項は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと定め、法9条は、年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものと定める。

(2) 世帯単位の原則

ア 法10条は、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下

「次官通知」という。)第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

ウ また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付社発246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1・1は、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設に限る。)している場合など7項目を挙げている。

そして、同一世帯に属していると認定されるものであっても、世帯分離して差し支えないとする場合として、局長通知第1・2は、以下の場合などの8項目を挙げている。

「(5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

イからエまで 略

(6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

(3) 報告の求め、調査等

法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に報告を求めることができるとし、同条5項は、当該要保護者が当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、保護の開始の申請を却下することができるとしている。

また、法の解釈・運用の指針である「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-37によれば、保護申請時に要保護者が保護の決定のために必要な調査に協力しない場合について、当該調査が必要な理由等について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでなく、要保護者が飽くまでも調査を拒み、妨げるときは法28条5項に基づき申請却下等の措置をとることとなるとされている。

(4) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、もともと請求人は、母と自宅マンションに同居し、母の年金収入等で生計を維持していたものであり、その後、母が介護老人保健施設に入所し、請求人が〇〇病院に入院することになったため、請求人らは、居住を一にしていなかったが、局長通知によれば、このような場合にも、同一世帯に属していると判断すべきとされている（上記1・(2)・ウ）。

そして、局長通知（第1・2・(5)・ア）によれば、同一世帯に

属していると認定されるものであっても、世帯分離して差し支えないとする場合として、6か月以上の入院又は入所を要する患者等についての場合が挙げられているが、本件申請書によれば、請求人は〇〇病院から退院を求められていることから、この場合には該当しない。

そこで、処分庁は、請求人らを同一世帯であると判断し、担当職員が本件代理人に対して、口頭により、請求人の保護の決定又は実施のため必要があるとして、母の保護申請書等の提出を求めたが、本件代理人からは母の保護申請書等が提出されなかったことが認められる。

そのため、処分庁は、要保護者である請求人の保護の決定又は実施のため必要がある母の保護申請書等の提出がされず、請求人の保護に必要な事実が明らかとならなかったことから、法28条5項に基づき、本件申請を却下したものと認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則り行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記（第3・1及び2）のとおり、世帯の同一性に関する事実誤認・考慮不尽や、世帯分離をすべき事情の考慮不尽等を理由に、本件処分は違法であると主張する。

しかし、請求人らが同一世帯であると認定され、また、世帯分離をすべき事情があると認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、上記（第3・3）のとおり、本件処分の理由である要保護者の報告義務違反（法28条5項）の前提となる報告義務は存在しないから、理由不備の違法がある旨主張する。

しかし、これまで述べてきたとおり、請求人らは同一世帯であると認められるのであるから、請求人らの資産等を調査するために、処分庁が請求人に対し、母の保護申請書及びその収入

・資産に関する資料の提出を求めることは、「要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項」の報告（法28条1項）に当たることは明らかである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）